

隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場
整備事業に係る適地選定等業務

仕様書

令和5年6月

隠 岐 の 島 町

第 1 章 共通仕様書

I. 総 則

1. 目的

本業務は、隠岐の島町（以下、「本町」という。）が計画している最終処分場の整備に向けて、ごみ処理実態や先進事例等に基づき、事業計画における最適な建設用地を総合的な見地から選定し、評価することを目的とする。

2. 業務名

隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務

3. 業務場所

町内全域を対象とする。

4. 履行期間

【令和 5 年度分】 契約締結日～令和 6 年 3 月 10 日

【令和 6 年度分】 契約締結日～令和 7 年 3 月 10 日

5. 業務範囲

- ・一般廃棄物最終処分場適地選定業務

II. 一般事項

1. 仕様書の適用範囲

- （1）本仕様書は、本町（以下、「発注者」という。）が発注する「隠岐の島町一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務」に適用する。
- （2）受託者は本仕様書に定めのないものであっても、業務上必要と思われるものについては、双方協議のうえ、決定し行うものとする。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、以下に示す関連法令並びに通知及びこれらに類するその他の関連法令等を遵守しなければならない。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同施行令、同施行規則
- ・循環型社会形成推進基本法並びに同施行令、同施行規則
- ・環境基本法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、騒音防止法、振動規制法及びダイオキシン類対策特別措置法並びにこれらの施行令、施行規則
- ・ごみ処理基本計画策定指針
- ・廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- ・その他本業務に関連する国及び島根県で定められた法令及び通知
- ・発注者で定める条例並びに同施行規則

3. 権利・義務

- (1) 守秘義務；受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持し、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 権利；本業務によって得られた成果は、すべて発注者に帰属するものであり、受託者がこれらに私権を設定することはできない。ただし、受託者の申し出により発注者が了承する場合には、得られた成果を受託者が引用または、公表することを妨げない。

4. 一般指示事項

受託者は、発注者と緊密な連絡をとり、十分な打合わせのうえ業務を遂行する。

また、作業の途上であっても発注者が中間報告を求めたときには、ただちに報告すること。

5. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出し、必要に応じて発注者の承認を得なければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) 業務委託料請求書

6. 管理技術者

- (1) 受託者は、業務における管理技術者を選任し、別に定める様式により発注者に届出、承認を得なければならない。
- (2) 管理技術者は、本仕様書等に基づき、業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者は、業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

7. 打合わせ議事録

打合わせに際しては、受託者の責任において議事録を2部作成し、打合わせの経過を明確にしておくとともに、双方で内容を確認のうえ保管する。

8. 関係機関との協議

受託者は、業務に必要な関係機関（諸官庁）との協議または諸手続き等については、発注者の承諾のもとで、受託者の責任において適正に処理するものとする。

また、これらの関係機関との協議結果等については、受託者は遅滞なく、発注者に報告すること。

9. 疑義および協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、速やかに協議し決するものとする。

10. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し本業務に利用でき得る資料については、これを受託者に貸与することがある。受託者は貸与された資料については、借用書を作成のうえ発注者に提出し、業務完了時にまでに返納すること。

11. 審査及び検査

(1) 成果品の審査

- 1) 受託者は、成果品提出時に発注者の審査を受けなければならない。
- 2) 成果品の審査において、訂正を指示された時は、速やかにこれ进行处理しなければならない。

(2) 業務の完成

業務の完成は、発注者が成果品を審査確認し、合格したときとする。

(3) 検査及び引渡し

成果品については、発注者の検査を受けて引渡す。

12. 留意事項

発注者の都合により、計画の一部を変更することができる。これに伴う設計事務の手戻り等、委託業務に変更を生じた場合は、委託料及び納期について別途協議し決する。

13. 担保事項

業務完了後においても、本業務に関して関係機関からの指示事項があった場合は、速やかに受託者の責任においてこれ进行处理するものとする。

14. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりである。

- ・ 最終処分場整備に係る適地選定等業務報告書----- 2 部
- ・ 上記の電磁媒体----- 一式

第2章 特記仕様書

1. 業務の実施方針

次期一般廃棄物最終処分場（以下「次期処分場」という。）の整備に向けて、最終処分場の施設検討を行い、適切な建設候補地を選定する。なお、検討結果は、住民にわかりやすいような説明資料として取りまとめる。

2. 業務内容

（1）基本条件の整理

1）既往資料の整理

次期処分場の整備に向けて、既往資料の確認を行い、本業務の基礎資料として整理する。

2）埋立容量の設定

次期処分場の埋立容量（埋立期間・埋立対象物を含む）を設定する。

3）次期処分場の埋立形式の検討

次期処分場の埋立形式（オープン型・被覆型）の比較検討を行う。

4）その他施設の規模算定

その他施設は、本町と協議して設定する。なお、その他施設は、埋立形式に応じた適切な規模を算定する。

5）必要面積の設定

上記事項等を踏まえ、次期処分場の設置に必要な面積の設定を行う。

6）適地選定の条件設定

適地選定の条件設定は、本町と協議を行い設定する。

7）土地利用上の法規制等調査

土地利用上の法規制等の調査を行う。

法規制等の調査は、GIS ホームページ（国土交通省国土政策局国土情報課）の国土数値情報を用いて、土地利用規制区域を整理する。

（2）適地の抽出

基本条件で設定した条件を踏まえ、次期処分場の適地を2箇所程度抽出する。

（3）適地の特性に関わる調査

1）現地踏査

抽出した適地について現地踏査を実施する。

2）土地利用上の法規制等における課題

土地利用規制等に係る必要な許認可、法規制解除にあたっての課題を整理する。

3）用地関連

適地の土地利用状況や地権者数、筆数、地権者や周辺住民の合意の取得見込みについて、現地踏査や本町から提供された資料を基に整理する。

4) 地形・地質、地下水条件

地形・地質、地下水条件について、現地踏査や既存資料を基に整理する。

5) 災害の危険性の有無

災害履歴や各種防災関連計画について整理する。

6) インフラの整備状況

主要道路からの距離、搬入道路、電気、水道等の整備状況について整理する。

7) 運搬効率

中間処理施設から適地までの経路、運搬距離について整理する。

8) 周辺環境

周辺住宅との位置関係や土地利用状況、放流河川、水源の有無、水利権など周辺環境について整理する。

9) 施設配置図の作成

既往の地形図を使用して各適地における次期処分場の概略施設配置平面図及び標準断面図を作成する。

10) 概算整備費

同規模他事例の実績等を参考に、概算事業費を算出する。

概算工事費は、直近の物価上昇を考慮したものとする。

(3) 適地の評価

上記事項を踏まえ適地について評価する。

(4) 整備スケジュールの作成

次期処分場完成までのスケジュールを検討する。

検討にあたっては、測量、調査（地質、生活環境影響調査）、計画・設計の工程についても、考慮するものとする。

(5) 住民説明会資料作成

上記をもとに、地元説明会で説明する内容を検討して資料等を作成する。

(6) 循環型社会形成推進地域計画策定

3Rの推進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物の発生、排出特性やこれまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向等を考慮しつつ、策定する。

以上